

## 要望事項

団体名：神奈川県知的障害福祉協会、神奈川県身体障害施設協会

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター、神奈川県民間知的障害施設協同会

障害者福祉を取り巻く状況につきましては、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと制度が変わり、また平成 25 年 6 月には、障害者差別解消法が成立し、国内法が整備されたことにより平成 25 年 12 月には、障害者権利条約へ日本政府も批准しました。障害者が地域で生き生きと暮らすためには、議会及び行政が中心となりながら、我々障害者支援団体と一体となり、神奈川県における障害者(児)支援を推進することが重要です。

神奈川県は、緊急財政対策を進める中で、地域生活サポート事業等の市町村交付金化など、福祉関係の予算の見直し、削減が図られようとしております。福祉先進県と言われている神奈川県においては、独自性ときめ細かな施策が継続されることを強く望み、次年度の予算編成に際し、下記の事項についてご配慮くださいますよう要望します。

### 1. 障害福祉関連補助金の継続について

- (1) 地域移行の推進及び知的障害者の家族の高齢化にともない障害者の居住の場の確保が急務になっております。グループホームの運営費補助金は交付金になりましたが、県が各市町村へ指導して頂き引き続きグループホームの運営費補助金を存続するようご指導願います。
- (2) 地域生活サポート事業は、平成 26 年度から交付金化による事業となりましたが、県が推進するサポート事業のメニューを実施する市町村が依然少ないのが現状です。政令市や事業を実施している市町村との地域格差を解消し、県民全ての利用者の支援が充実していくように全ての市町村がサポート事業の完全実施するよう働きかけるとともに、市町村が実施可能な環境、条件の整備について要望します。
- (3) 重度障害者や医療ケアが必要な障害者に対して手厚い支援や専門性の高い支援を行うために県立施設の役割は重要です。県立施設の維持を要望します。

### 2. 施設整備について

通所施設においては、地域移行の進展や高等部卒業の障害者の増加に鑑み、通所施設の専門性や地域性、機能性、就労支援の生産性等を考慮した計画的な施設・事業所等の整備や拡張が必要です。入所施設においても利用者の重度化や高齢化によるバリアフリー化や人権に配慮した個室化、ユニット化の推進等が必要です。県は施設整備について計画的・継続的に予算措置を行うよう要望します。また、施設整備における福祉・医療機構等の借りに関する民間社会福祉施設整備借入償還金補助及び社会福祉事業振興資金借入金利子補給費に関する補助金の現行通りの継続を要望します。

### 3. 官公需の障害福祉事業所等への優先発注等について

「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等への発注をさらに促進するとともに、神奈川県内の全市町村において調達方針を策定するようにご指導をお願いいたします。また、調達方針策定及び発注の際には「予算決算及び会計令第 99 条」を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなどの配慮をしていただきますよう要望します。

### 4. 福祉人材の確保

福祉人材の養成校等から福祉の現場に就労を希望する若者が減少していること、中途採用でも必要人数が集まらないなど、多くの事業所では人材の確保に苦勞しています。県が率先して学校教育、社会教育の場で広く福祉や障害の理解や関心が深められるような広報活動を行うとともに、福祉人材の確保に向けた取り組みを要望します。

